

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成 29年 6月 30日

京都府知事 様



提出者

住 所 東京都港区赤坂 4-9-22  
 氏 名 (株)虎屋 取締役社長 黒川光博  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 03 - 3408 - 4121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 虎屋 京都工場
事業場の所在地	京都府南丹市八木町北廣瀬城谷口 68-3
計画期間	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	0979 生菓子製造業
②事業の規模	製造品出荷金額 5,462百万円 (前年度実績)
③従業員数	53名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚泥：自社で中間処理(脱水)→処理施設へ委託→メタン発酵</li> <li>・廃プラスチック類：処理施設へ委託→サーマルリサイクル(RPF固形燃料化)</li> <li>・動植物性残渣：                      餡殻(小豆の皮)のみ自社で中間処理(脱水)→処理施設へ委託→メタン発酵                      餡殻以外 処理施設へ委託→飼料化</li> <li>・金属くず：処理施設へ委託→マテリアルリサイクル</li> </ul>

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり。

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】 別紙のとおり。		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 生産効率の向上、生産不良率の削減に努める。		
②計画	【目標】 別紙のとおり。		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状に加え、さらなる製造現場での製造工程の見直し、購入資材の見直し等を現場毎に対策・目標を立て活動する。  (次年度の生産金額は、前年比102.00%見込み。)		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥・廃プラスチック・動植物性残渣・金属は、分別を実施し、産業廃棄物適正処理の教育、環境保全委員巡回時の分別指導を行う。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持。

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（    28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	9,019.69 t	9.58 t
	(これまでに実施した取組) 汚泥は脱水を実施。 動植物性残渣のうち、餡殻（小豆の皮）については脱水を実施。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	9,200.08 t	9.77 t
	(今後実施する予定の取組) 現状維持。		

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定なし。		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】別紙のとおり。		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に沿って、産業廃棄物を委託できる施設を選定し、書面による契約を実施する。		

②計画	【目標】 別紙のとおり。		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 委託先処理施設には、定期的に現地確認を実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙)

第 2 面

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度 ( 28 年度 ) 実績】

① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	動植物性残渣	金属くず
	排出量	9,185.40 t	6.66 t	86.61 t	0.00 t

【目標】

② 計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	動植物性残渣	金属くず
	排出量	9,369.10 t	6.79 t	88.34 t	0.00 t

第 4・5 面

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度 ( 28 年度 ) 実績】

① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	動植物性残渣	金属くず
	全処理委託量	165.71 t	6.66 t	77.03 t	0.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	165.71 t	6.66 t	77.03 t	t
	認定熱回収業者への処理委託料	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t

【目標】

② 計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	動植物性残渣	金属くず
	全処理委託量	169.02 t	6.79 t	78.57 t	0.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	169.02 t	6.79 t	78.57 t	t
	認定熱回収業者への処理委託料	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t

(別紙)

第 2 面 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 について

(管理体制図)

統括責任者	組織名：京都工場 役職：工場長(部長)
廃棄物担当	組織名：京都工場管理課 人数：8人
役割	地区環境保全委員会 ○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する ・委員長－管理課主査 ・委員－工場長、関連部署課長、主任、主事 ・事務局－京都工場管理課
	廃棄物処理統括責任者 ○廃棄物処理方針の策定 ○工場の廃棄物管理規程の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当課長・主任 ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

(組織図)

